

預金商品概要説明書

株式会社 山口銀行
平成24年11月14日現在

1 商品名	期日指定定期預金	
2 ご利用いただける方	個人の方	
3 お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長預入期限3年（据置期間1年） ・自動継続の取扱もいたします。 	
4 預入方法	(1) お預入れ方法	一括預入
	(2) お預入れ金額	1円以上300万円未満
	(3) お預入れ単位	1円単位
5 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。 なお、1年経過後で1か月前までに満期日をご指定いただければお引き出し（金額1万円以上での一部支払も可）になります。	
6 利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の金利を満期日まで適用します。 ・固定金利とします。
	(2) 利払頻度	満期日以後に支払金額に対する利息を一括して支払います。
	(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位は1円とします。 ・1年を365日として日割で計算し、預入日から1年ごとの複利計算とします。
	(4) 金利情報の入手方法	金利は店頭の「やまぎん金利情報」に表示しています。
	(5) その他	課税扱の場合、受取利息から税金20%（国税15%、地方税5%）が差し引かれます。 ※平成25年1月以降の受取利息については、税金20.315%（復興特別所得税を加えた国税15.315%、地方税5%）が差し引かれます。
7 手数料	ありません。	
8 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座にセットすれば総合口座の担保とすることができます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。 ・マル優の取扱ができます。 	
9 中途解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・期限前解約利息の計算時には、当行所定の期限前解約利率（小数点第3位以下は切捨てます）を次のとおり適用します。 	
	中途解約日までの期間	中途解約利率
	6か月未満	解約日における普通預金の利率
	6か月以上1年未満	預入時の期日指定定期預金の2年以上利率×40%
	1年以上1年6か月未満	預入時の期日指定定期預金の2年以上利率×50%
	1年6か月以上2年未満	預入時の期日指定定期預金の2年以上利率×60%
	2年以上2年6か月未満	預入時の期日指定定期預金の2年以上利率×70%
2年6か月以上3年未満	預入時の期日指定定期預金の2年以上利率×90%	
10 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率を適用します。 ○満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ○この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。 ○自動継続扱で継続時の新元金が300万円以上となる場合、原則として期間3年のスーパー定期300（複利型）に切替えてお預りいたします。 ※自動切替をご希望されない場合は、事前にお取引店にお申込みください。 ○平成22年5月以降、非自動継続扱の通帳式定期預金（総合口座定期預金含む）でご新約された場合、原則として最長お預り期限に自動解約し、予めご指定いただいた口座へ入金いたします。 	
11 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	